

○交通安全功労者等に対する表彰取扱要領の制定について(通達)

(平成 14 年 3 月 20 日岡交企第 82 号警察本部長例規)

改正 平成 17 年 4 月岡交企第 76 号 平成 18 年 4 月第 118 号
平成 21 年 3 月岡務第 195 号 平成 25 年 6 月岡務第 490 号
平成 28 年 5 月 16 日岡交企第 250 号 令和 5 年 6 月 20 日岡交企第 252 号
令和 5 年 12 月 4 日岡交企第 473 号

各部長

首席監察官

各所属長

このたび、交通安全に関する功労等があった個人又は団体を表彰するため、別添「交通安全功労者等に対する表彰取扱要領」を制定し、平成 14 年 5 月 1 日から施行することとしたので、その取扱いに誤りのないようにされたい。

なお、交通安全功労者等表彰取扱要領の改正について(通達)(昭和 43 年 3 月 29 日岡交総第 135 号例規)は、同日をもって廃止する。

別添

交通安全功労者等に対する表彰取扱要領

第 1 制定の趣旨

本要領は、交通安全のために顕著な功績のあった個人及び団体又は永年安全運転に努め、他の運転者の模範となっている者に対する表彰の取扱いについて必要な事項を定めたもので、岡山県警察本部長と一般財団法人岡山県交通安全協会会長の連名による表彰を行い、その功を顕彰し、もって交通事故の防止を図っていかうとするものである。

第 2 表彰の種類

交通安全功労者等に対する表彰は、次のとおりとする。

- (1) 交通安全功労者表彰
- (2) 交通安全優良団体表彰
- (3) 交通安全優良学校表彰
- (4) 優良運転者表彰

第 3 表彰の対象及び選考基準

- 1 交通安全功労者表彰は、多年にわたり献身的に交通安全のために寄与し、若しくは交通の安全と円滑を図るために実効ある発見若しくは考案をし、又は私財を投じて交通安全施設の整備充実に尽力した者であって、交通安全上特に顕著な功労があると認められるものに対して授与する。

- 2 交通安全優良団体表彰は、地域において、交通安全活動を積極的に推進し、交通事故の防止に顕著な功績のあった団体に対して授与する。
- 3 交通安全優良学校表彰は、多年にわたり交通安全教育活動を積極的に推進し、児童又は生徒の交通安全教育と交通事故の防止に顕著な功績があると認められる学校に対して授与する。
- 4 優良運転者表彰は、業務優良運転者及び一般優良運転者に対して授与する。
 - (1) 業務優良運転者とは、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 県内に住所を有し、主として業務で自動車(道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車及び第 18 条第 1 項に規定する一般原動機付自転車をいう。以下同じ。)を運転している者
 - イ 各種法令を守り、常に他の運転者の模範として安全運転に心がけ、運転の経験年数が次のいずれかに該当する者のうち、その期間内に自己の責任による人身交通事故を起こしたことがなく、かつ、交通違反を犯していないもの
 - (ア) 5 年以上
 - (イ) 10 年以上
 - (ウ) 15 年以上
 - (2) 一般優良運転者とは、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 県内に住所を有し、主として業務以外で日常的に自動車を運転している者
 - イ 各種法令を守り常に他の運転者の模範として安全運転に心がけ、運転の経験年数が次のいずれかに該当する者のうち、その期間内に自己の責任による人身交通事故を起こし、又は交通違反を犯していないもの
 - (ア) 10 年以上
 - (イ) 20 年以上

第 4 表彰の方法

- 1 表彰は、毎年秋に行われる交通安全県民運動に当たり、表彰状又は感謝状を授与して行う。
- 2 優良運転者表彰のうち、業務優良運転者に対する 15 年以上の表彰以外のものは、警察署長又は地区交通安全協会会長が表彰状等を伝達することができる。

第 5 上申手続等

- 1 交通安全功労者表彰、交通安全優良団体表彰及び交通安全優良学校表彰の上申
警察署長は、地区交通安全協会会長と協議の上、警察署管内又は地区内において表彰に該当すると認められる個人又は団体を交通安全功労者表彰等表彰候補者(団体)上申書(様式第 1 号)により、毎年 5 月末までに警察本部長に上申するものとする。
なお、上申に当たっては、上申する個人又は団体の活動歴等を明らかにするため、交通安全功労者調査表(様式第 2 号)、交通安全優良団体調査表(様式第 3 号)又は交通安全優良学校調査表(様式第 4 号)を作成して、添付するものとする。

2 優良運転者表彰の上申

- (1) 警察署長は、優良運転者表彰に係る申請を受けたときは、毎年4月末日までに、自動車安全運転センターが発行する無事故・無違反証明書を添付した優良運転者表彰申請書(様式第5号)の提出を求めるものとするものとする。
- (2) 警察署長は、申請のあった者について、地区交通安全協会会長と協議の上、表彰候補者を決定し、毎年5月末までに警察本部長に上申するものとする。

3 その他

- (1) 優良運転者表彰以外の表彰の上申に当たっては、同一の表彰について複数の個人又は団体を上申する場合には、その優先順位を明らかにするものとする。
- (2) 警察本部長は、一般財団法人岡山県交通安全協会会長と協議の上、警察署長が上申する個人又は団体の数をあらかじめ定めることができる。
- (3) 警察本部長は、一般財団法人岡山県交通安全協会会長と協議の上、交通安全功労者、交通安全優良団体、交通安全優良学校及び優良運転者のうち、特に優秀と認める個人又は団体を、一般財団法人全日本交通安全協会会長又は中国五県交通安全協会会長が行う表彰の受章(賞)者(団体)として上申するものとする。
- (4) 警察署長は、特に必要があると認めた場合は、地区交通安全協会会長と協議の上、1及び2に規定する手続によらないで表彰候補者(団体)を選出することができる。

第6 文書の保存

この要領に定める様式による文書は、交通部交通企画課において1年間保存するものとする。

様式第1号

交通安全功労者表彰等表彰候補者(団体)上申書
[別紙参照]

様式第2号

交通安全功労者調査表
[別紙参照]

様式第3号

交通安全優良団体調査表
[別紙参照]

様式第4号

交通安全優良学校調査表
[別紙参照]

様式第 5 号

優良運転者表彰申請書
[別紙参照]